

吉賀町下水道使用料審議会 第1回議事録

日 時 令和6年9月9日(金)午前 9時30分 から 11時30分

場 所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大鍵室

審議委員 出席:山吹委員(会長)、田村委員(副会長)、
水津委員、岩上委員、光長委員

欠席:山脇委員

事務局 河野建設水道課長、小谷主幹、安達主任、桑名主事補

1.開会

発言者	発言内容
事務局 河野	おはようございます。定刻を過ぎましたが、岩上委員さんに関しましてはちょっと遅れてこられるということでございました。山脇委員さんにつきましては、本日欠席という形になっておりますので、ご了承願いたいと思います。それではただ今より、第1回、下水道使用料審議会の方を開催させていただきたいと思います。 先般ですね、水道料金審議会の終了後に、当町の下水道事業の状況について簡単に説明をさせていただいたところでございます。 本日は、その際ですね、委員さんから質問があった件などを含めて、説明させていただきまして、その上でご審議をいただきたいという風に思いますので、よろしくお願いいたします。資料につきましては、お手元の方にお配りをさせていただいている、レジュメと、配布資料一覧がありまして、資料の6番から12番までというものを手元に配らせていただいておりますけれども、ございますか。よろしいでしょうか。 不足等あればご連絡いただけたらと思います。それでは、以降の進行の方、山吹会長さんの方、よろしくお願いいたします。

2.議事

(1) 前回の質問事項への回答について 【資料1】【資料6】【資料7】	
発言者	発言内容
山吹会長	それでは皆さん、改めましておはようございます。朝晩は少し涼しくなりましたけれども、まだまだ日中はあの家の方に入っている方がいいなという暑さで、これからどんどん涼しい方になっていくんじゃないかと思っております。今日は第1回の吉賀町下水道の審議会ですけれども、忌憚のないご意見をいただきまして、審議うまくいきますようご協力のほどよろしく願いいたします。それじゃあ座ってやらせていただきます。えっとレジュメにつきまして、前回の質問事項についてということで、何かありましたか。宿題が。じゃあ、すいません、その説明お願いいたします。
事務局 安達	(資料に沿って説明)(要旨は次のとおり) 【資料6】: 下水道使用料審議会は特定環境保全公共下水道の使用料金のみを審議をするのか、農業集落排水処理施設の使用料も審議するのかについて説明しました。下水道事業設置条例では、下水道事業とは特定環境保全公共下水道と農業集落排水処理施設を併せたものと明記しており、下水道使用料審議会には農業集落排水処理施設も含んだものとしております。 【資料6】: 下水道事業設置条例、下水道使用料審議会条例
山吹会長	普通のではないですけど、下水と農集と合わせたものが下水道事業で私たちがその料金について審議しなさいということではよろしいですか。
事務局 安達	はい。
山吹会長	わかりました。宿題はこれだけだったですか。
事務局 安達	もう1つありまして、いいですかね。 (資料に沿って説明)(要旨は次のとおり) 【資料1】【資料7】: 資料1の14ページ特定環境保全公共下水道の経費回収率が令和3年から令和4年にかけて上がった理由につきまして、資料7を用いて説明しました。令和4年度に企業会計に移行したため、経費回収率の算定式に変更が生じ、結果経費回収率が上がりました。 【資料1】: 下水道事業の概要 【資料7】: 特環と農集の決算統計32表(令和3年～5年分)

山吹会長	今の説明で何かご質問ございますか。これよくわからないんですけど、令和 3 年から 4 年、令和 3 年の時は決算書の中に 地方債償還金という項目があって、ここには他には 4 年の決算書のように減価償却費っていうのは載ってきてはないですよ。よくわからないけど、地方債償還金という項目が今度、減価償却費っていう項目になって、そこに入れてくる 普通、一般会計からの繰入金との関係で、この令和 4 年から経費回収率があったっていう感じになるんですか。
事務局 安達	そうですね。その地方債償還金、法適用前なんですけども、地方債償還金の時には、長期前受金戻入とかそういう項目がありませんでした。財源としては、基準内の繰入金と基準外の繰入金である污水处理費で賄っていたという。令和 4 年度になって、この地方債償還金が減価償却費に変わったことで、減価償却費の内訳として長期前受金戻入が出てきたと。新たな財源と言いますか。それが出てきたことによって、污水处理費がそもそも、もう払わんでも足りるっていうような数字になったということです。
山吹会長	だから一般会計からの繰入金が多くなったという。
事務局 安達	一般会計の繰入金は正直言いますと、その令和 4 年度の決算統計の資料の下の方を見ていただくと、その企業債償還金っていうのがあるんですけども。これは法適用をしてもしなくても企業債償還金っていうのは変わらずありましてですね。 なので、先ほどのだけを見ると、一般会計の繰入金、減ったように思われるんですけども、実際は下の方に企業債償還金っていうのがあるので、この企業債償還金については基準外の繰入金で一般会計からもらっています。 なので、一般会計からの繰入金は変わってはいません。ただ、法適用するにあたって、経費回収率の計算式が変わったということに。
山吹会長	早い話、計算式が変わったから回収率が上がったと、極論を言えば。
事務局 安達	そうですね。法適用前まではその地方債償還金を計算式に入れて計算していたんですが、法適用後に移行してからは、その地方債償還金が計算式から外れて、代わりに減価償却費が入ってきたと。その減価償却が入ってきた中で、その減価償却費の財源となる長期前受金戻入というのが

	入ってきて、それでその污水处理費の費用がなくなったみたいな形ですね。
光長委員	ちょっといいですか。
山吹会長	はい。
光長委員	今の説明について。資料の 1 番の 14 ページ、15 ページで公共下水と農集とも合わせてする。1 つは、法適用前の経費回収率と法適用後の経費回収率は公共下水の方は大分違うんですけど、今からその使用料を審議する上で、法適用後の数字を参考に考えたらいいですかね。それと、最初の話で、条例上、下水道事業って言ったら、公共下水と農集をひっくるめた方がっていうことなんですけど、これで経費回収率を見ると、法的用後の数字を見れば、特にですね、公共下水と、農集じゃ全然数字が違うんですよ。それを一緒に考えるわけですよ。そしたら、トータルでどうなのかっていう風に見るべきなのか。こうやって分けて数字を出したら、公共下水の料金と農集の料金が同じじゃあおかしいんじゃないかという気もするんですけど。それプラス、あと、下水道が整備されてない地域の人たちが、簡単に言うと 3 つの対応に分かれて、町民の人が平等にそれを負担する。今どういう風に考えたらいいんですか。
事務局 安達	そうですね。まず 1 点目、経費回収率についてはですね、法適用後の経費回収率で料金改定については決めていこうかと思っております。 あと、そうですね。こう見ると経費回収率、特環と農集につきましてですね、差があると。この差は、農集の設計当初の処理人口に対して現在の処理人口が、人口規模が少なくて、それに費用が使用料に対してかさんでいるということで経費回収率が少ないんですけども。 一応、下水道事業と 1 本でやっぱり考えておりまして。その中に特環と農集がそれぞれセグメントに分かれているものでして。その 2 つの地域の経費回収率、やっぱり合算して考えていくべきではないかなとは思っております。ちなみに、今日資料にもつけているんですけども、特環と農集で合算した現在の経費回収率は 77.52 パーセントとなっております。この 77.52 を、何パーセントまでに上げるために料金改定をするんだってというような方向性と言いますか。そういったものでちょっと進めていこうかと思っています。合わせて浄化槽についても、下水道の使用料の料金改定が決まって、大体一般家庭が平均してこれくらいの負担

	になるんだっていうのがもしわかれば、そこからその浄化槽の維持管理の使用料に比べてやっぱり差額も出てくるんですけども。それについて、補助金の金額も変えていこうかなと思っています。
光長委員	今言われたような形でやらないと、多分住民の皆さんに不公平が生じる可能性がある。言われることは、理解できました。
田村副会長	法適用外と、（法適用）内っていう法によってこの回収率というか。それ担当の職員さんとしてこう住民にその意味を分かりやすく言うと、公平性ってさっき話があった。そういうところじゃあ、この意味というのは。法はどう作用する。
事務局 小谷	この法っていうのは、地方公営企業法という特定の法律だけを指している言葉でして、法適化したのが。なんで、全般の法律でなくて。
田村副会長	今言った。光長さんがさ。農集と特環の回収率が変わってきたじゃないですか。そうするとその意味というのは均して 77 といったか。ところが内容が違うじゃない。その二つは、全然。じゃあどう改善していくかみたいな公平性のところをすると、そういう法が作用したために、その回収率が変わったということでしょう。
事務局 小谷	水道の話でいくと、まあ水道もいろんな浄水区域があるわけで。柿木だったり、黒淵や椋谷、六日市だったり。水道はそれで今この平成 29 年から吉賀町の水道というくりにしているところです。下水道と農集も分かれていたけど、令和 4 年からは下水道事業ということで、一つのくりにやっていこうと動き出して 2 年たったんですけど。今後は一つの事業として下水道と農集、吉賀町の排水処理事業ということで進めていきたいという考えです。今まだくつつきたてなので過去 5 年間とかで遡って分析しようとしたら分けていた時代とかの数字がやっぱり出てくるんです。令和 3 年度までは完全に別の事業だったので。なので今後は一個として吉賀町の下水道の事業としてみていただきたいところです。含みとしてはそういうような、まあ、丁寧に説明しようとして、農集はこれ、下水はこれと。水道のほうは六日市給水区域の数値とか費用の割合がこうですというのは、それは出そうと思えば出せたんですけど。結局 16 浄水系、みんなで出すとか出てくるんで。吉賀町全体の数字を出していたんですけど、今ちょっと農集の方は、その下水と農集の方は、その昔の話をしようとするとうしてもやっぱり、くつつきたてで分けた数字が出てくるところがありますので。今後に向けては、その安達が回答しましたように、4 年度・5 年度の数字に重きを置いて見ていただいて、今後の下水道事業としてのあり方みたいな、進め方みたい

	なところをこうお考えいただけたらいいのかなというところですよ。
田村副会長	それは特環も農集も一緒に考えてっていうことなんだけど、その変化が過去４年と３年と５年とがその法的な処理で回収率が二種類の下水施設が変わってきているということなので。例えばそういうところを国が奨励したことか、コンパクトシティみたいなどころ、逆にそんなことを俺はもう考えちゃうんで、そういう意味でもない。
事務局 小谷	算式が違うというのは、この回収率ではなく、何のため。経営分析のための一指標になりました。これだけ建物つくるのにお金がかかって、収入がいくらですと分析をするんですけども。公営企業になる前っていうのは、いわゆる役場の会計なんで、入ってきたお金、払ったお金しか管理してなかったわけです。この施設を作るのにいくら補助金をもらって、町の手出しがいくらでという管理をしてこなかったんですね。そういった中で、経営分析は借金の残額ぐらいしかちょっと目安がなかったというところで、その３年、令和３年度の以前の数字は、その難しい言葉だと償還金っていう地方債償還金と利息ですね、その借金と利息ぐらいしかちょっと見るものがなかった。今企業化するところで、じゃあこの下水管とか施設作るのにいくら補助金とか、そういう整理をしたんですね。そのお金がどれだけそこに使っていたか見直しをしたわけですよ。今補助金がいくらだったで、そのまま長期前受金のところに、また補助金の残額を充てようと。前回の資料で減価償却費の説明をしていたと思うんですけども。なので、その町の手差しがいくらで、国の補助金がいくらというのを、より詳しい数字が出るようになったんですね。なので４年度以降の算式が変わったというのは、より詳しく分析するために変わったというところですよ。
田村副会長	結局その回収率をどれだけ引き上げて、経営安定的に長期安心してやっていけるかっていうところを目指すわけだから。
事務局 小谷	そう。改善するためにより正しい数字でやっていこうっていう。企業化は。
田村副会長	途中にそういう法適のもので、処理の率が変わってくる２種類のものを同時にものを考えてやろうっちゃうわけで。でしょ？よくわからん。
事務局 小谷	一応、３年度以前の数値は参考値ぐらいちょっと捉えていただいて、４年度、５年度の数値からこう、じゃあ６年、７年かどうかって感じのと

	ころでこれからやっていきたいと。大元の考えがあつての安達からの説明ですので。
光長委員	公共下水の会計と農集の会計とは別々ですか。
事務局 安達	セグメント上では別々は別です。
光長委員	議会への提案とか決算書とか作るのは別々ですか。
事務局 安達	決算書は１本でやっておりまして、その中でセグメントと言いますか。それでちょっと分けてるような形になります。項目としては１つになっております。
光長委員	表に出てくるのは１本で出てくるんですか。
事務局 安達	そうですね、決算書のほうで。
光長委員	別々だったら、これだけ違って、使用料が一緒にやると、公共下水と農集の回収率を取っているけど、極端に違うものが出てくる可能性があるのではどうなのかなと思ったんですけど一緒なら。
山吹会長	今使用料っていうのは公共（下水）と農集で違うんですか。
事務局 安達	同じです。
山吹会長	何かご質問は。前回の宿題で、今、公共下水と農集の経費の回収率の算定の仕方とか、これから１本にしてやっていくのかどうか、そのような審議して、これから１本でやっていくということです。今話がそこまでいっております。 これにつきましては。じゃあ、今後につきましては一本で行くということで、事務局の方から、料金改定についてという説明をしていただいてよろしいですか。

(2) 決算書について 【資料2】【資料3】【資料9】【資料10】	
発言者	発言内容
事務局 安達	(資料に沿って説明)(要旨は次のとおり) 【資料2】【資料3】: 決算書の6P、9P、15P、16Pについて説明しました。 決算書6P損益計算書について。 収益や費用の内訳、減価償却費と長期前受金戻入の仕組みを説明しました。毎年費用として計上している減価償却費分を稼がないと次の更新費用を賄えなくなる旨を説明しました。 決算書9P貸借対照表について。 資産や負債が全体でいくらあり、令和5年度にいくら償却、償還したのか、また、資本金がいくらあるのか説明しました。 決算書15P、16P特環と農集の経営指標について。 一般会計からの繰入金を含んだ収支比率である経常収支比率、污水处理にかかる費用を使用料収入でどれくらい回収できているか示す経費回収率、汚水1m³処理するのにどれくらいの売り上げなのかを示す使用料単価、汚水1m³処理するのにかかる費用を示す污水处理原価について説明しました。 【資料2】: 令和5年度下水道事業会計決算書(案) 【資料3】: 決算書6Pの補足資料 (損益計算書、貸借対照表、経営指標)
山吹会長	はい、ありがとうございました。今、今事務局の方から説明がございましたけど、それに対して質問はございませんか。
光長委員	料金、使用料を上げるとか、上げるというより、事業自体がどうなのかなど。

事務局 安達	正直。そうですね。事業については使用料収入が少ない、料金回収率も低い、等あるんですけども、正直のところ行きますと、全国どこの下水道事業についてもですね、同様な、ほぼ同じ状況となっています。その中で、少しでもやっぱり、使用料収入を上げていこうということでやってる状況です。一応見ていただくと、確かに一般会計からの繰り入れ金で事業が成り立っていると。 少しでもその一般会計からの繰入金の負担を減らして事業を継続していく、それか、はたまた事業を縮小していくというのは検討してる状況ですが。確かにおっしゃる通り、事業としてどうなのかと言われるとなかなか厳しい状況です。
光長委員	民間（企業）だったら倒産してる。
事務局 安達	そうですね、はい。
山吹会長	あれです、今、低金利でどんどん家が建ちましたけどもう下水なんか加入が、加入率はどんなもんですかね。
事務局 安達	加入率につきましてですね、この2の資料と決算書の中ですね、13ページのところにですね、書かせていただいております。この13ページの上の方にですね、加入状況としまして、特環と農集分けて書いております。この加入人口率で書いてあるんですけども、この令和5年度末時点ではですね、特環については、この供用人口っていうのが、その下水道区域の中の住んでる人口ですね、それが2,389人。これに対して接続人口が1,795人、加入人口は75.1パーセントで、農業集落排水なんですけども、初見新田と柿木、それぞれありまして、初見新田については92.4パーセント。柿木については88.1パーセントとなっています。 この加入人口率も100パーセントになるように、その下水道への接続促進ですね、やってるんですけども、一応今のところ、町のコラムの方ですね、上下水道コラムというのを作って、その中で下水道についての接続促進の記事を載せてます。
光長委員	仮に（加入率が）100パーになったとして、でも、なんか事業としてもなりたたんというか。
事務局 安達	そうですね。なので、加入100パーセントになっても本当そうですね。おっしゃる通り、事業についてはなかなか厳しいものがありますので、規模縮小、ダウンサイジングと呼ばれるんですけども、規模をどんどん小さくしていくとかですね。あとは、事業そのものをどうす

	るか、色々なことを検討していかないといけないという時期に来ています。事業が縮小するとそれにあって、外れた地域のところはもう更新する必要がないので費用はなくなるんですね。その外れた地域の人については、こちらの都合で外したんで浄化槽をこちらで設置するとかってというようなことはしようと思うんですけども、そういうようなことを考えていかないと正直難しいと思っています。
山吹会長	大きな町、出雲とか松江とか、ああいう大きな町っていうのは事業としてどんなんです。
事務局 安達	すみません、資料持ってきてなかったんですけども。出雲市とかの大きいところはですね、それ分大きい企業とかが入ってます。 大きい企業となると、水をいっぱい使って、水をいっぱい排出するのでそれで収益がやっぱり上がります。大きい市であれば。あと、人口密度が高いので、使用料収入はうちと比べると高いんですね。規模に対して。 （収益が）プラスかマイナスかについては、今ぱっと出ないので、またそれについては資料作りしたいと思います。
山吹会長	資料作らなくて大丈夫です。水道と一緒に、ある大きなところだったらやっぱりあれですよ、かなりの収益がじゃないけど、持ち出しも少なくてすむ。だいたい企業だけで成り立っているんですかね。一般会計からの繰り入れなんかせんでも。
事務局 安達	いや、一般会計から繰入金もらっています。その分規模がでかいと、それは設備投資の費用がやっぱり高い。あとは維持修繕の費用も高いので、プラスになっている下水道事業という、全国で本当あまりないです。 どこもマイナスですね。一般会計からの繰入金でプラスになっているようなところが大半ですね。
山吹会長	私、こういうこと言っちゃいけないのかもしれないけど、六日市や七日市やらでもものすごく、公共の下水（道事業を）やるときに思ったんだけどこんなにお金をかけて必要なことなのかなとかね。結果ね、浄化槽をみんなが作られてそこに補助金を出してあげた方が町としたら負担が少なくて済むんじゃないかなっていうのも思ったことがあるんですけど。 水はやっぱり水がないといけんから、これはもう丈が裂けても絶対維持しないといけないと私は思うんですよ。でもこの下水については。個人で対応できる部分がかなりね、浄化槽の設置をすればいいんだから。さっきみたいに会社が倒産しとる、そこに使用料が云々という、

	私はそこを口出しできんのでしょけれど、ちょっと難しいところじゃないかと思って。これは私見ですけど。
光長委員	なんか、使用料を審議する根拠がようわからないんだけど。
事務局 安達	使用料、今回についてはですね。その下水道事業の中でその国からの補助金をもらうんですけども。もらうにあたっての交付要件の中で、経費回収率何パーセントにするために何年に料金改定するっていう、この確立した文言をですね、この経営戦略の中に入れないと国からの補助金がもらえないんですよ。国から補助金もらえないので、もらえるようにするためにその文言を経営戦略の方に載せたいんですけども、そうすると、やっぱり料金改定っていうのが自ずと必要になってきます。なので、今回、その料金審議会っていうのをですね、やって、料金改定をしていくのと合わせて国からのお金をもらえるようになってというような形でさせていただいております。
山吹会長	私たちに審議しなさいって言われても、事務局の方で下水道を何年にはだいたいここを直さないといけないのでこのくらいのお金がいる。この間の水道（料金審議会）みたいに出してもらって、そのためには少しは他の会計から入ってくる、もらえるんだったらすこしずつこう貯めていかないとイケんとかっていうのをやっていかないと、そういう、こう何かこう目安がないと、どこを目指してその料金を設定していけばいいのかっていうのがちょっと私にはわからないんですけど、皆さん、どうなんでしょうか。
事務局 安達	目安と言いますと、今回お配りした資料の中で、また後でお話しようと思うんですけども、12の資料ありましてですね。
山吹会長	そこをちょっとお話してもらってよろしいですか。

(3) 料金改定の推計について 【資料１】【資料２】	
発言者	発言内容
事務局 安達	(資料に沿って説明)(要旨は次のとおり)。 【資料１】: 島根県内の従量制、人頭制の内訳及び料金単価について説明しました。 【資料２】: 料金改定(案)を６パターン作成し、その推計について説明しました。
山吹会長	すいません基本的なことを聞いて恥ずかしいんですけど、この下水道の、今人頭制でやってるわっていうのが 1,650 円で、例えば従量制にした場合はもうその水道がわかるじゃないですか。例えばうちだったら何㎥だったか、それに松江市さんだったら 1 ㎥あたり 968 円、5 ㎥だったら 1,302 円というように、その水道のその月使った分にそのお金をかけて、基本料金と合わせて徴収するという感じになるんですか。
事務局 安達	そうです、はい。
山吹会長	水津さんとは実際私使ってないからわからないので、使われとって、こう、人頭制って頭数多いのはどんどん多いほうがいいのか、それとも、いやいや、もう使った水道の分だけ払う方がええよとか、どんな感じですかね。
水津委員	どれだけ使っているかわからないです。多分、0 歳児、1 歳なんかっっちゃうのは、自分で水道(蛇口)をひねられんで、人数には足すのあれなんだけど、水道を本人たちは、大人が出してやらんと出せんのですよ。だけど、人数って言っても、おばあさんがなんか 1 人で住んでいたら、水を止め忘れて 1 日中出してることもあったりするわけです。1 人で住んどっても、その 8 人家族よりも多い日も多分あるはずなんで、そのどっちがいいかっていうのは、ちょっと、もっと使ってみると本当にわからん。子供でも立ちっぱなしで遊んどったらずっと出たりするし、で、おばあさんぐらいだったら、自分で風呂入れよったら、風呂代はいらんし、その辺の計算は分らないですね。この辺もあるんで、全然使ってないと分らないです。
田村副会長	平均だったと思う、うちのところは。20 ㎥くらい。
事務局 安達	20 ㎥だとだいたい 3 人世帯くらいですかね。

田村副会長	特に、なんていうかな、柿木だと。合併浄化槽だと、衛生公社で毎年あれだよ、処置してもらわんとっていう。それと変わらないぐらいじゃないかなっちゃう、あれが今どんなかわからん。8万かなんばかいると聞いたんだけど。はい、処理費だったかな。
水津委員	基本的な質問なんですけど、合併浄化槽を使ったことがないとわからないですけど。くみ取りから下水につなげたのでわからないんですけど、合併浄化槽というのも下水道料金がかかるんですか。
事務局安達	合併浄化槽はですね、下水道の使用料はかかりません。 その合併浄化槽はその家だけの浄化槽なので、それに対しての点検費用であったり・・・
水津委員	それは町の収入になるんですか。
事務局 安達	それはなりません。なるのが、点検するのがその清掃業者さんなんですけども、その清掃業者さんであったり、あと法定検査だと浄化槽普及管理センターという管理センターなんですけど、
水津委員	じゃあ、合併浄化槽に例えばした場合は、町はもうそこからもうノータッチになる
事務局安達	そうですね。
水津委員	最初に出とったその案で全部この事業やめて合併浄化槽にするって言ったらそれを作ってあげて、はい終わりってこと？
事務局 安達	まあ、そうですね。あとは、維持管理費用補助金、今はこの下水区域外には維持管理費用補助金っていうのがあるんですけども。補助金ですね、これ補助金を作ったりとかもありますし、
水津委員	多分皆さんも感じとると思うんですけど、これ、事業としては成立してないものの料金を回答するわけで、更新において値上げしない方が 良いみたいなことを思っているんですけど。 直すための料金値上げが「なし」なんじゃないかなっていうの、多分皆さん感じられると思うんですけど。
光長委員	今からどんどん人口が減るのに、人口減少をこれ多分考慮してないから。で、施設自体はもう変わらんわけですよ。その維持管理費がかかる上に人口が減るっちゃうことは、収入は明らかに減ってくる。従量制にしても人頭制にしても。そしたら、とてもじゃないが今30パーセント上げてやれとかっていても、もう何年経ったらまたやれなくなるわけだから事業自体が成り立たないんだから更新するのはやめた方が良くと思う。
水津委員	今のうちに貯金しといて、みんなで合併浄化槽を作るために貯金する

	んならわかるけど、これを更新して、また次の世代、次の次の世代ぐ らいかな、大迷惑じゃないですか。これを更新するために値上げする んだったら、反対になって、合併浄化槽にみんなでもうしましょうよ、 成り立たないんでって言うんだったら。今のうちに下水道使用料の、 ちょっともらって、それで、みんな個人でやるのは大変なんで、町の 補助金使ってやりましょうよって言うんだったらわかるんですけど。 もう特に農集に関しては勝算がないじゃないですか。特環ならまだな んかちょっと。なんとかちょっとあげたらもう 1、2 回更新できるか もしれないですけど。それを混ぜ込んで料金改定しても・・・僕は特 環のほうに住んでいる方で農集の方に住んでいる方には申し訳ない。 あれですけどっていうのは、多分皆さんも、多分自分も感じとると思 うんですけど、これやってもいいですかって。 あの時ね、何十年後ぐらい、なぜこれまた更新したんじゃろうかって 今思っとるわけじゃないですか。なんでこんな事業始めたんだろうっ て思ってるじゃないですか。それ更新するのも詰みじゃないかなと思 うんですけど。やるんだったら、本当、浄化槽を作るための値上げと かじゃないと。更新しないのだったらもう収入は得なくてもいいんで しょう。 だったら、そのお金がで次第、今のままでも、 補助金使 いながらちょっとずつ貯金が、利益が出てるわけで。で、浄化槽を作 るお金が溜まったらやめりゃいいんじゃないですか。その辺、僕ら審 議会ですんなこと言えるあれなんかわからないですけど、多分皆さん 感じられとる。別に今使っているものがなくなるっていうのは不便に なることなんであれですけど。
光長委員	今の施設設備がまだ何年か使える、使いながら合併浄化槽に移行して いく方針を出して、もう次は更新しませんよっていう。合併浄化槽の 設置の補助金は今でもあるんでしょう。
事務局 安達	はい、あります。
光長委員	で、そっちの方向でここからやっていかないと、今ね、処理場、公共 下水の処理場で流入量ってどのぐらいなんですか。
事務局 安達	今ですね、あそこの処理場は 1,600 m³、1 日で処理できるんですけど も。それに対して大体 700 m³しか今入っていません。
水津委員	半分以下ですね。それがもっと減っていくんですよ。500、300 っ てなるんですよ。
光長委員	わしが行っていたころは 1,000 m³ぐらいあったから。それだけ人口 が減ったっちゃうことね。そうですね。 だけど、どんどん、どんどんそれ減っていくんだから。ていうことは、

	人頭制にしても従量制にしても、収入は明らかだから。 値上げしたところで減っていくのはわかっとるけど、設備自体は規模は変わらんわけだ。と考えたら料金を考える以前の問題だ。
事務局 安達	確かに自分も担当者として、まず更新は絶対に難しいと思っています。 もう本当にもう縮小するしかないと思っています。 縮小するにあたって、おっしゃる通り、浄化槽を設置するにあたって、こちらから、浄化槽設置費を出したりとか、それに対して費用がやっぱりかかってきますので、その費用、やっぱり、そうですね、賄うための審議っていうのも、正直言うとおっしゃる通りだと思います。
光長委員	水道の場合とね、ちょっと考え方が違うと思うね。あれはまた金がかかってね、ある程度やらんと今どうしようもない、もう生活できなくなるから。だけど、下水の場合はまだ他に考える道があるんじゃないかなっていう気がするので、料金改定するだけじゃなくて。
水津委員	そこ決まらんとこの改定に納得がいかんしね。使っとして、僕らがうち4人以上なんで、マックス63パーセントの値上げというわけじゃないですか。これはその地域のために払ってるものとかって思ってしまうじゃないですか。表向きには1本なんで出ないでしょうけど。で、下水を通したがためにそうになった。じゃあ僕は浄化槽にすりゃよかったなとなってしまうじゃないですか。なんでこの事業としては。ちょっとその辺までこの審議会で、こうしてこういうことをするためにこういう値上げをしようっていうのは決めるべきなんです。値上げだけを決めるのが審議会なんですか。
事務局 安達	審議会としましては値上げをまずするかしないかの審議ですね
水津委員	何のために。
事務局 安達	何のために。そうですね、何のためって言うと、やっぱりその事業の存続のためみたいなのが。
水津委員	存続すべきではないと思ったらどうすればいいですか。
事務局 安達	思うのであれば、正直な所この料金改定必要ないんじゃないかと。
事務局 河野	結局、今の事業の存続にしても、先ほど言われたような合併浄化槽とかの転換とかいう形にしても、結局はその辺の費用はどうしてもかかってくるので、その辺は見込んでいかないとけないなというところはあります。
水津委員	その指標、その資料欲しいですね。全部浄化槽にした場合いくら貯金ができれば、全浄化槽、今下水に繋いでる、最初に出ったこの、あれですよ。で、それが、更新するよりこっちの方が安いですよ。多分。だったらもう答えが見えてるんじゃないですか。

田村副会長	ねえ。聞きたいんだけども。その指定地域に指定したっていうのは。柿木、六日市、蔵木、七日市、それぞれ何年なの。
事務局 安達	指定も決まったっていうことですよ。平成 9 年頃ですね。 平成 9 年とかにその、この地域は下水繋がりますよと。
田村副会長	平成 9 年に。特環の指定地域にした。
事務局 安達	そうですね。そこから工事を始めて、平成 15 年に特環共用開始しています。
田村副会長	柿木は？
事務局 安達	柿木も確か平成 9 年だったと思います。 ちょっと正確に出てないんですけども、平成 9 年、8 年あたりですね。
田村副会長	違うような気がするけどな。
事務局 安達	それはすいません。自分もまだ定かではないです。
田村副会長	その指定した折に、その、なんだっけな、議会で通しただけで、例えば、住民にその説明会して、こういう指定をしますがどうですか。みたいなので賛同を得て指定をされたのか。 そういう、なんちゅうかな、柿木はそうじゃなかったん。うん。で、前の会議でも言うたけど、集落計画っていう一般の公民館運動で、島大の方、先生の指導を受けて、県や市とか、そういう自分たちの地域は自分達で、できないところは行政にお願いする。国なり県なりっていうようなことを話し合いで決めてこう進めていくと。 そういう、なんていうかな、将来の、こんだけ戸数が減るとかっていうようなことは誰も思わなかったよ。どっちかという、公共工事がなくなって、自分らではなえていくかみたいなとこで、ええじゃん、ええじゃんみたいなことになって。 今のこの今日の説明聞いて、これはほんと破産だよ、血が出そうだという感じがして。
水津委員	浄化槽の話なんですけれども、浄化槽を作る場合は下水を町が引いたんで、（下水道が）なくなるんで、町が浄化槽代を負担しますよ。そして、今まで下水道料金払っていた人っていうのは、（浄化槽を）作って繋げた時点で下水道料金払わないでよくなるでしょ。だったら別に値上げせずに、しばらく同じ料金をもらっていたらいつかは・・・。
田村副会長	いや、ほんで、1 つは、その補助整備が一方で進んだわけ。そうすると用水路と排水路が別になって、その排水路に合併浄化槽の排水を出されるようになった。ここに出されんところがあるんよね。その用水排水に一緒だから、生活排水を農業用水で田んぼ入れてるところがあるわけだよ、未だに。

	そういうところも解決していかと、こういうのは、いいじゃんっていうわけにはいかないわけね。例えば、七日市の小学校の建築された時の中村さんっていう方が亡くなっちゃったけども、あの方はもう長いこと、その排水については、地区は扇町地区っていうのかな、当時言われていたが、困っとるんだと言うとって、結局浸かったよね。ああいう時に、私の説明会やとったら、隣の古い年配のおじちゃんが、あの人の言うところは本当で、増水して、ここはなんというか最近こう短時間で、ばーと（雨が）降ったら水につかる町があるじゃん。ああいう感じになるんだあの人がいいよったけど。うん。そういう上下の用水路がちゃんとなっていないところの問題の１つあるのと。それともう１つは、密集で、こう住んだところは共同で合併浄化槽を、大きなものなんていうのかな、スムーズにそれが移行すればいいけども、嫌われもんはそれしてもらえないよみたいなところが難しいことがあったりするんじゃないかなと思うんだけど。そういうのはね、当然、考えてやっていかんと。確かに、このままいきや、私も前に言ったけど、ほとんど老人世帯が半数近くあって、そのうち半分以上が独居だから、もう１０年いたら、うん、こんな計算なんてもうやめとけと思います。
事務局 安達	そうですね。確かにその浄化槽の排水先がない地域もあります。なので、例えば下水道区域を縮小するにあたって浄化槽にする。でも浄化槽の排水先がないっていうところは、やっぱり本管的なものはこちらの方で作るべきだとは思いますが。 それか大きい浄化槽をつけるとかなんですけども。吉賀町の方には、町内で４１か所、中継ポンプというのがあってですね。この中継ポンプというのが、橋で（汚水を）渡す時に使ったり、勾配が足りない時に使うんですけども。例えばこの中継ポンプを撤去して、そこにある程度大きい浄化槽を作る。となると、もう下水道管をそのまま、家の方をそのまま流していただいて（新たに設置した大きい）浄化槽へ放流する。そういうやり方とかもあります。浄化槽についても、やっぱりこの１枚の１番最初のページ。１の資料でちょっと書いてまして、最後の方に書いてあるんですけども。浄化槽にした場合の設置費用ですね。こちらについて書いてまして。こっちの費用の方がやっぱりその更新する費用と比べると全然安いというのは確かにそうです。ただ、この中に、廃止する場合にはですね、下水処理場を解体とか、撤去しないといけないんですけども。その下水道管の撤去ですね。含んでいないんであれなんですけども。なので（ただ単にこの資料の

	数値で) 比べるとどうなのかなっていうのはあるんですけども。確かに更新、今後更新していくと、どんどん更新していかなというので、難しいっていうのはおっしゃる通りです。一応下水道として、今後人口減少が絶対あると、収入も下がってくるとなると、更新は難しい。更新難しいので、下水を規模縮小するために浄化槽の設置に転換しますと。でも、その浄化槽転換にあたってもやっぱり費用がかかるので、今のうちからみんなで積み立てをしておいて、将来自分の家、下水から浄化槽になる時に町から全部出してもらう、そういうような形が望ましいのかなとは確かに自分も思います。
水津委員	そこは僕らが言えないとこなんですよね。
事務局 安達	そうですね。
水津委員	売り上げなんか決めるんだけど、結局あれ更新しなかったね。つってなったから、更新に使ったのかあの値上げはつって思うわけですよ。僕らは。
山吹会長	料金だけ審議しろと言われても、水道の場合は絶対維持しないといけないという必須条件関係こうしたらいいだろうっていう。これについてはちょっと料金だけしろと言われても・・・
事務局 安達	そうですね。そういういろんなことがやっぱりありますので、それ込みで、この審議会において料金値上げをするかしないか、するのはこれぐらいっていうのをやるにあたって、こちらとしてその分、資料をどんどん作っていったら説明できればなと思っております。
水津委員	水道料は更新しないといけないから値上げはやむを得ないと判断したっていう答えが出たんですけど。この場合(下水道を)更新するんだったら値上げすべきではないが、浄化槽に転換する場合は・・・という答えもあるんですか。何のためのお金かわからんだったら、だって値上げみんな納得いかんじゃないですか。
事務局 河野	先ほど言いましたように、結局、施設を更新するにしても、新しく合併浄化槽にするにしても例えばその区域内のものを全部変えるにしても、やっぱり費用はどうしてもかかってくるというところがあるので、先ほど安達の方からも、下水道とか新技術とかですね、ああいうのが進めばですね、もしかしたらというところもちよっとあったりする。その辺は、状況見ながらちょっと判断せざるを得んかなっていうのが正直なところではあります。また、今、単純に見ると、先ほど言われたように厳しいっていうのも当然わかっているところではあるんですけども。先を見越したところでの、先のような合併浄化槽転換であったり、下水事業の規模縮小であったり、スリム化というか、

	そういったことによってもかなり状況は変わってくるかと思いますが、その辺も将来を見据えた上でこちらの方としても事業の方は進めていかないといけないのかなと思っておるところでございます。先ほど、今言ったような、今後の方針。今のまま事業を続けていくのか、合併浄化槽に例えば転換とかいうところ。思うところに関しては、水道とかでもありましたけど、付帯意見のような形で、今後のそういった事業については、よく検討することにはないんですけども、そういった形であればですね。意見をつけていただければいいのかなという風にちょっと私としては思って。
田村副会長	いや、いずれあれだよ。特環もその道行くよ。
事務局 河野	そうですね、はい。
田村副会長	だって平成 15 年か 16 年かね。あの橋を渡ったところで竣工式をやったの。俺呼ばれたの。住民代表みたいなので、何人かで。参加しますと言って。
水津委員	議会できめるんですか。更新する、しないは。
田村副会長	ちょうど今（供用開始から）20 年くらいか。
事務局 河野	そうですね。今の集落排水にしてもですね、特環の方にしても、大体今、供用開始をしてから大体今 20 年ぐらいになりますね。最終的にはその事業の継続であったりその転換であったりとかいうところはこちらの方で判断という形にはなるのかもしれませんがね。判断した上で、議会とかそういったところへの説明と、当然住民の方にもですけれども、した上で。
田村副会長	値上げは 200 パーセントにしないとなんじゃない。
山吹会長	すいません、ここの 12 番の（資料の）この吉賀町の下水道体系はこれは 1 か月です。それとも 2 か月？
事務局 安達	すみません。この吉賀町の料金体系ですかね。はい、これは 1 ヶ月です。
水津委員	2 か月に 1 回来るで、この倍くる感じですか？
山吹会長	それだったら、5 人世帯以外だったら 4,400 円プラス 1,650 円？
事務局 安達	いや、違います。これ 5 人以上世帯でだと 4,400 円なんですね。基本料金込みですね。
山吹会長	だから、4,400 円払えばいいってことですか。5 人世帯以上が月に。
事務局 安達	1 か月分はそうです。ただ、2 ヶ月分の請求になるので、8,800 円になります。
山吹会長	私たちも料金の改定のことでは選ばれてる委員ですので、先ほど河野課長さんが言われたように事業がうんぬんというのは付帯事項の方に

	どうですかね。書いて。とりあえずはですね、今の回収率を若干高くする。なんのためって言われたら、ちょっと私もよく返事に困ることもありますが、今ちょっと（下水道使用料を）高くしておかないと、将来にわたって、規模を縮小するにしても、工事をする、縮小のための工事をするにしても補助金がもらえないというところがあるので。多分これ若干の回収率を上げるというところで、濁らせるということはないですけど。出して、それで、あと、付帯事項の中で、たくさん意見が出ました。ほとんどの人がそう思っている部分だと思うんで、この事業についてはこれから縮小するとかなんとかというようなことを書いて答申をしたらどうかになって。これ、私の個人の考えですけど、どんなでしようかね。料金改定を何を目処にやるかっていうのをちょっと定かじゃないと、なかなか私らも無責任なことを・・・
光長委員	この諮問の書類を見る限りじゃ、当面維持していくのについていう感じなんでしょう。 令和 30 年頃から耐用年数が経過すると書いていたので、それまでのところが。ただ、一般会計の繰入金それがずっと期待できるものなんですか。
事務局 安達	一応、経営戦略と今後 10 年のまず見通しで作ったんですけども。その中で、一般会計繰入金については、財政さんたちと協議をして、これ 10 年の間は、まずは、そうですね、繰入金としては確約はできていますが、そこから先は、確約はできていません。
光長委員	当面、その 10 年間で運営するため料金改定をどのくらいすりゃいいかちゅう話をすりゃいいと。で、またその一般会計の繰入金の額が厳しくなってくりゃ、その時にまた改定をして。
事務局 安達	そうですね、はい。
事務局 小谷	諮問書ですね。お持ちでしたらちょっとまた今一度見返していただきたいんですけども。諮問事項が 3 点。料金体系についてと、料金水準についてで、料金体系っていうのあります。その人頭制が抱える問題というのもある、その解決を。 料金水準については、将来、さっき言った令和 30 年度以降はじゃあ、下水道廃止なのかどうかちゅうところもあるんですけども、今はまだ（下水道施設を）作って 20 年で、一般的な耐用年数は 50 年とかなので向こう 10 年、20 年は今の施設とか設備が使っていけますので、そこで、今の経営水準をちょっと、経費回収率。その辺りをこう、水準はちょっと改善をしておきつつ、将来、まちづくり計画の見直しがまた来年度ぐらいから本格化して、7 年度、8 年ぐらいあって、っ

	ていうところがありまして、そういうちょっと過渡期もございますので、そこに向けたご意見等は具体的、どんどん盛り込んでいけたらいいかなと思いますので。料金上げる根拠がない理由では、令和 30 年度以降でじゃあどうっていうところではなくて、もうちょっと手前のところで、その事業の安定ですね、今ある施設をより有効活用していくためにどうしたらいいかちゅうところを議論いただけたら、進めやすいのかなと思います。
山吹会長	今のお話ですと、10 年、20 年ぐらい今のまま。あと使えるとして更新しなくても大丈夫だ。それで一般財源も湯水のようににはもらえないだろうから、それを少しでも緩和するための回収率を上げるために経費回収率を少し上げていかないといけないので、それを少しでも上げていく方向で大体どのくらいあげればいいだろうって感じで審議すればいい。回収っていうのはちょっとこっちに置いて、今の経費回収では低すぎると、補助事業をするには低すぎる、とりあえず向こう 10 年、15 年くらい維持していくためにもう少しちょっとあげて、一般財源からの繰り入れを少なくしたいというようなニュアンスでよろしいでしょうか、考え方として。
事務局 安達	はい。
山吹会長	改修云々とかはちょっとこっちに置いて、とりあえずもうちょっと、会社倒産しとるんですけど、もうちょっとこう健全な運営をしたいというような感じです。色々、難しいところがありますけど、皆さんご意見どんなですかね。こう次回以降の取組として。
事務局 河野	なかなかその辺の議論がしづらいともあるかと思うので、その辺もですね。整理をした上で、次回の審議会の時にですね、提示させていただくような形にしようかと思います。
山吹会長	そうしてもらったら助かります。だったらこういう風にやってねっていう風にいただいたら、私らもそれに沿ってやらせていただいたら。
事務局 河野	それではですね。今日のご意見等踏まえてですね、その辺の審議の資料というのを新たに纏めたものを作り方をさせていただいて、それを基に次回ということですね。
田村副会長	ぶり返しですまんがあれはどうか。加入した際の 20 万かいな。あれはどうなるの。
事務局 小谷	負担金の 20 万円ですね。どうなるというのは・・・
田村副会長	例えば回収、合併浄化槽に転換した時に・・・
事務局 小谷	その辺りも決まってないと。じゃあ宿題ということにさせていただきます。

3.次回の日程調整について

発言者	発言内容
山吹会長	じゃあ、次回。今日いろいろな議員さんの本音といいますか疑問に思っていること等出してもらいました。それをまとめてですね、事務局の方でこういう方向でものを考えたらどうでしょうかというの。また次回提示していただいて、それに沿って私たちもまた料金をどのようにしたらいいだろうかという話し合いをさせていただけたらと思います。次回は事務局、はやくやりましょう。忘れるから。とりあえずと。事務局はいつ最短いつできますか。
事務局 河野	議会等色々ありましてですね。できれば10月の3日以降のところでなんとかと思うんですけども。
山吹会長	皆さん、10月3日はいかがでしょうか。
事務局 河野	3日以降なので、それ以降の日であれば3日でもいいです。3、4日以降。2日まで議会があるので、3日以降であれば3日、4日、その次の週の7、8、9、10、11日。
山吹会長	3日の辺はどんなですか。大丈夫ですか。10月の3日です。3日
岩上委員	3日、わしはよう来ない。
山吹会長	4日はどうですか。水津さんはどんなですか。
水津委員	だいじょうぶです。
田村副会長	わしは、4日は無理。
山吹会長	じゃあ、7、8、9、10らへんで。いつがいいですか。8、9、10らへんで。また10月の9日にしましょうか。ずっと9できとるんですがよろしいですか。じゃあ10月の9日にしましょう。9時半でよろしいですか。よろしいですか。じゃあ9時半ということで。 次回は10月の9日9時30分からまたここでやらせていただいたらと思いますので、皆さん、またよろしく願いいたします。課長、最後挨拶をしときましょう。

4.その他 ― 特になし

5.閉会

発言者	発言内容
事務局 河野	皆さん、どうもお疲れ様でございました。事務局の方の資料ですね。まだなかなか整理できてない部分ありまして、皆さん色々ご苦勞かけてございますけれども、次回につきましてはですね。そういった資料をですね、まとめましてご審議が進められるようにこちらとしても尽力したいと思いますので、次回以降、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。